

第 165号

瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



目 次

1. 身近にある労働の法律 - 15 ～ 職場の安全・衛生のこと ～
2. ストリートからみるドゥテルテ新政権
吉田舞 特定非営利活動法人 社会理論・動態研究所
3. ベトナム人技能実習生との会話から
4. 新聞記事から
岐阜県のアパレル関連記事
ベトナム人技能実習の間 書類偽装、「勤務先」は民家
農家でベトナム実習生受け入れへ JA おきなわ、来夏に最大 20 人
スーパー各社、外国人技能実習生受け入れ拡大 対象職種拡大で
5. ケラメイコス～ 藤原建のぐい呑
6. 美術館情報 台北 國立故宮博物院 北宋汝窯青磁水仙盆展
世界遺産 ポンペイの壁画展
タイム・トラベル 美術で知るフィリピン
7. 本の紹介 昔しばなしの謎 あの世とこの世の神話学
8. 今月の言葉

身近にある労働の法律 - 15

～ 職場の安全・衛生のこと ～

先日、電通で働いていた入社1年目の女性の自殺が過労死認定されました。この自殺の原因には過重な残業やパワハラなどの要素が混ざり合ったもののようです。こうした状況であれば当然うつ病を発症していたのではないかと考えられます。うつ病への罹患で最も注意しなければいけない事項に自殺の危険性が有ります。しかしうつ病に罹患していることを意識することは少ないのではないのでしょうか。労働者は仕事に関係あるなしに様々なストレスの中で生活しています。たスポーツや趣味の世界でストレスを発散させることができたり、身近に相談できる人がいたりすればこうした悲劇にストップを掛けることができるかもしれません。しかし使用者にはそうした状態に労働者が陥っていないか配慮する義務があります。

労働基準法の第1条第1項には「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」と書かれています。労働時間や休日また賃金等について労働者を守るその他さまざまなことが規定されており、過っては第5章に「安全及び衛生」の規定が定められていましたが現在は、第42条に「労働者の安全及び衛生に関しては、(昭和四十七年法律第五十七号)の定めるところによる。」と書かれ、第43条から第55条まで全ての条文が削除され労働安全衛生法として独立した法律となっています。私たちの一番なじみ深い毎年1回行われる健康診断もこの法律の中で定められています。さまざまな安全と衛生を守るための条文の中に50名以上の労働者を使用する事業場には安全管理者、衛生管理者や産業医を選任し、労働基準監督署への報告が義務付けられています。また事業場の責任者を委員長とした安全衛生委

員会の設置の義務づけと実施すべき事項等が定められています。こうした労働安全衛生法で定められている健康管理に関する事項を少し見ていきます。

【安全衛生管理体制】

50名以上の労働者を使用する事業場は前記のように安全管理者、衛生管理者や産業医を選任することが義務付けられていますが、10人以上50人未満の事業場については建設や運送業等指定された業種では安全衛生推進者をそれ以外の業種では衛生推進者の選任が義務付けられています。産業医については努力義務とされています。安全衛生推進者または衛生推進者は事業場設備等の安全点検や教育また健康診断等を担当することになります。

【作業環境測定】

労働者の健康に粉じん、著しい騒音、有機溶剤を取り扱う屋内作業場等指定された作業場については労働者の健康を守るための作業環境測定を実施する必要があります。空調設備が中央で一括管理されている職場では設備に変更が無い場合には浮遊粉じん等の測定を原則2か月に1回実施する必要があります。ビル管理会社が管理しているビルでは定期的に測定が行われています。

【健康診断】

事業者を実施が義務付けられている健康診断には、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者(有害物質を扱う現場)そして海外派遣労働者の健康診断があります。一般的な事務所での健康診断はとになりますが、については実施されていない例も少なく無いと思いますし、検査項目もあいまいなままではないかと思われます。それぞれの実施項目は下記の通りです。

| 雇入れ時の健康診断項目 | 定期健康診断項目 |
|--------------------|------------------------------|
| 既往歴及び業務歴の調査 | 既往歴及び業務歴の調査 |
| 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 | 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 |
| 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 | 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 |
| 胸部エックス線検査及び喀痰検査 | 胸部エックス線検査及び喀痰検査 |
| 血圧の測定 | 血圧の測定 |
| 貧血検査 | 貧血検査 |
| 肝機能検査 | 肝機能検査 |
| 血中脂質検査 | 血中脂質検査 |
| 血糖検査 | 血糖検査 |
| 尿検査 | 尿検査 |
| 心電図検査 | 心電図検査 |
| 全て省略できない | 赤字は医師の判断で省略可(35歳を除く40歳未満のもの) |

【病者の就業禁止】

労働者の健康状況を知る情報は健康診断や普段から勤務状況等に注意していれば把握できると思います。もし異常があると分かったときにはそれなりの措置を取る必要があることから労安法第61条には次のように定められています。こうした配慮を欠けば健康配慮義務違反として責任を問われ可能性も出てくることになります。感染症で身近なものではインフルエンザがあります。

事業者は、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第一号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

- 一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- 二 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- 三 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 事業者は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見をきかなければならない。

ストリートからみるドゥテルテ新政権

吉田舞・特定非営利活動法人 社会理論・動態研究所

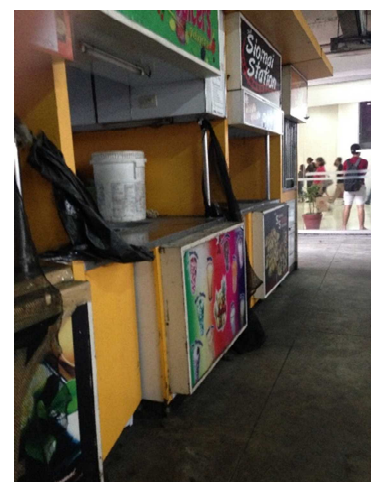
昨今、世界中のメディアがフィリピンのドゥテルテ大統領に注目している。今年5月の大統領選挙では、他候補を大きく引き離し、トップ当選を果たした。今回の選挙では、海外在住者からも多くの票を獲得した。フェイスブックでは、連日、海外在住のフィリピン人が握り拳を突き上げ、ドゥテルテを応援している様子が掲載された。当会の活動を通して出会ったフィリピン人労働者も、「鉄拳」と書いてあるドゥテルテTシャツを着て撮った集合写真を掲載していたり、広島市内でもドゥテルテのステッカーが貼られた車を見かけるほどであった。そのような高い評価の一方、国外のメディアからは、数多くの暴言や、国内外での問題発言などが取り上げられるほか、「麻薬撲滅戦争」では、超法的殺人を黙認していると国際社会からも批判が続いている。新政権に関しては、すでに色々な専門家がメディアなどで批評をしているが、これまでの政権下では、行政機関は汚職にまみれ、貧困解決の道筋は見え、都市部の治安は悪くなる一方であった。結局、誰が大統領になっても、何も変わらなかった。しかし、ダバオ市長として成果を出しているドゥテルテなら何かが変わるかもしれない。そのような思いが、9割ともいわれる大統領の高い支持率にもつながっている。

実際に、ドゥテルテ大統領が22年間市長を務めていたダバオ市は、世界で最も安全な都市ランキングで9位に入るくらい、犯罪率が低かった。私自身、就任後、はじめてマニラを訪れた際、空港敷地内でのしつこいタクシーの勧誘やチップを求める怪しい空港関係者の姿はおらず、少し雰囲気が変わっていたことに驚いた。マニラ在住の友人は、「都市の様子が目に見えて変わってきている。以前よりも安心できるようになったよ」という。またほかの友人は、「これまでびこっていたシステムを変えるには時間がかかる。いくらトップが良いことを言っても、それが下のレベルまで伝達するには時間がかかるんだ。その意味で、まだまだ彼を評価するのは早い。様子見だよ。」という。

町並みは、空港だけでなく、路上や市場などの公共空間も変わっていた。以前は、ストリート・ベンダー（路上の物売り、露店商人や行商人を指す）が商品を積み重ねていた歩道の多くで、ベンダーが退去させられていた。治安対策と美化政策の一環で、路上での販売行為の規制が厳しくなっているのである。前政権下の2015年10月には、フィリピンで初めて、持続的なホームレスの生計支援事業が始まった。路上生活から退出した元ホームレスに対して開業資金を与え、行政と自治体の許可のもと、特定のエリアで路上販売ができるという画期的なものであった。しかし、新政権の下、この露店事業は打ち切りの方向で審議が進んでおり、すでにこれらの店舗を強制撤去している自治体も出ている。その理由は、治安対策や美化政策のために、ストリート・ベンダーという“雑多”な街路の景観を一掃するためである。また、マニラで物売りをしている先住民の多くは、ドゥテルテ大統領の出身地でもあるミンダナオ島からきている。彼/彼女らは、出身地での内戦などの影響から、マニラで生計を立てている人びとである。物売りのための資本（資金、識字能力、語学力）がない先住民は、路上で物乞いをしている。しかし、ここ数か月の路上の規制は、彼/彼女らの生活を直撃している。ある先住民のベンダーは次のように話す。「正直戸惑っている。同じミンダナオだし、



ホームレス支援事業の店舗



閉鎖された高架鉄道の駅構内の露店

先住民に理解があると思ったから大統領に期待して投票したのに、まさか仕事できなくなるなんて思ってもみなかったよ...」。

大統領就任後の施政方針演説では、歴代の大統領のなかで初めて「先住民」について言及し、先住民の権利とそのための政府の役割について述べられた。また、都市開発のもとで強制撤去の対象となったスクオッターの住民全員に再居住地と、そこでの就労確保を約束するべきであるとも述べている。たしかに、これらの宣言については、従来の大統領とは一線を画しているようにも見える。今後、行政は、都市で生活している先住民やベンダーを含め、都市開発のもとでストリートから退去させられた人びとの生活にどのように介入していくのだろうか（または介入しないのだろうか）。そして、私自身、研究者として、どのように関わっていくべきなのだろうか。ベンダーのいなくなったストリートを歩きながら、改めて考えさせられた。

ベトナム人技能実習生との会話から

最近、技能実習生を中心とした問題について話す機会が何度かありました。岡山では話のあとにベトナム人の技能実習生2名(女性)とその友人の「技術」の資格で来日しているベトナム人3名(男性)から相談を受けました。相談の主なものは帰国時の厚生年金の脱退一時金とそれに係る所得税の還付手続についてでした。脱退一時金の所得税還付に関心を持っていたのは送出国が受入機関が手続をしてくれるような話を聞いているからのようでした。その辺りに何らかの不安があり「技術」の資格を持った日本に住んでいる友人に手続をしてもらいたいとのことでした。思いがけず技能実習生から所得税還付の話が出てきたことに不思議な感じがしました。

しかし脱退一時金の所得税還付のことに関心を持ちながらも毎月の賃金からはしっかり所得税が引かれていました。当然母国に送金をしているため扶養控除申告書を提出していれば所得税が引かれることは無いはずですが(注1)。扶養控除申告書の話をする、「それは出している。20名ほどの技能実習生の内私たち二人だけ所得税が引かれている。会社に話しをしたら、協同組合に話しをするように言われ、協同組合からは会社に話すように言われた。」とのことで、会社に話しをするのをためらっているとのことでした。扶養控除申告については所得税法で定められた事項であり、会社にはそれを指導する義務があるはずなのになぜ協同組合に話しをするように言ったのか不思議です。ただ今年から扶養控除申告書だけでなく、母国での親族関係を証明する書類の提出や母国への送金も扶養家族代表者一名ではなく各人ごとに送金する必要があるなど外国人にとっては意地悪な改正としか思えません。しかし彼女たち二人だけということと会社と協同組合の対応の仕方を考えると何か問題が潜んでいるのではないかと考えてしまいます。扶養控除のことについては、えくれしあ第154号「外国人に対する所得税の扶養控除要件が変更されました。」をご参照ください。

2名に残業代について確認すると特別問題は無いと言っていました。残業代等しっかり支払われているのだと思いつつ何か問題がでてこないか調べてみたいという思いに駆られてしまいました。

彼女たちが12月中旬には3年の実習期間を終わって帰国すると言ったので、「帰国前に有給休暇を取り、買い物などでのんびりできるね。」という、帰国の前日まで働くようになっており有給休暇は取れないと話していました。扶養控除の話と同様会社に対して苦情を言ったり、労働者としての権利の請求をすることに触れたくない様子でした。先に触れた脱退一時金やその所得税還付のことにについて何度も確認してきたことは会社等に関係しない個人的な問題であり、会社関係に係る問題については意識的に口を閉ざしているように思えます。ベトナム人はまじめで従順と聞いていますがそうした表れなののでしょうか。有給休暇の話に戻ると、もしこれまで有給休

暇を一切使用していないとすれば、23日の有給休暇を行使する権利があります。これを金額換算すると次のようになります。

$$757 \text{ 円(岡山県の最低賃金)} \times 8 \text{ 時間} = 6,056 \text{ 円} \times 23 \text{ 日} = 139,288 \text{ 円}$$

彼女たちの1か月の基本給を多少超える金額に相当します。こうした有給休暇の残日数を買ってくれる(注2)のであればまだ納得もできます。そうでなければ、3年間汗水流して会社の為に働いてきた人達に対するねぎらいの気持ちも無く、まさに「使い捨て低賃金労働者」として扱っているとしか言えません。ざっと聞いた限りでは残業代も支払われており問題が無い会社であっても技能実習生制度との関連で見ると着物の下から鎧が見えると言ってもいい状況があるともみべきなのではないでしょうか。

またベトナムの技能実習生達は母国に100万円近い保証金を積んできていると聞いていたのでその辺りの事を聞いてみると、「来日するための日本語の勉強その他で80万円程度の費用を支払った。その内の15万円程度が敷金で帰国したら返金される。」とのことでした。敷金という表現が面白く感じられましたが、保証金が禁止されているためこうした敷金という表現で説明されているのかもしれませんが。しかし残りの65万円は何のための費用でしょうか。「敷金が帰国したら返してもらえ。」とは言っても、もし、ユニオンに加入したり残業代や有給休暇の請求等をした場合に果たして返してもらえるのか疑問はあります。

「技術」の在留資格で来日している人達からは、母国で結婚する予定なのでお嫁さんの来日の事や子供を日本で小学校に行かせるときの学費などの話してしたので、家族の来日の事、年金や健康保険の話をしてしました。今回の国会で年金の加入期間が10年で受給資格が得られるように改正になったことは外国人にとっては朗報といえます。10年間国民年金に加入者していた人の年金月額額は約16,000円と言われています。同じ期間厚生年金に加入していた人の場合、事業主が同額の保険料を負担しているので単純に倍額とすれば月額32,000円となります。フィリピンやベトナムの人にとっては老後の生活資金としては十分な額と考えられます。ただ心配なのは帰国後、日本年金機構に対して住所変更届を提出すること、またその後の住所変更についても報告することを忘れないようにしておく必要があることです。

この相談が終わった後、夕食に誘われ、何処に行くのかと思ったら回転寿司でした。5名は回転寿司が好きでよく来るとのことでした。

翌日は月に1回のベトナム語のミサ終了後、脱退一時金などの話が聞きたいとの声が多数あり、12月上旬にユニティ岡山鳥取のメンバーが説明するとのことでした。こうした形で外国人グループとの関係づくりが進んでいけばいいのですが、フィリピン人と違って通訳がないことが問題としてあります。様々な人達にベトナム語の通訳がないか探してもらっても、時間が合わなかったり遠隔地であったりと悪戦苦闘しています。既に技能実習生の人数ではベトナムが中国を追い抜いた状況にあることを考えると支援体制づくりを急がなければいけないと言えます。

(注1) 送金対象の扶養親族が2名の場合には、社会保険料を控除した後の賃金が159,000円未満は非課税となります。3名の場合には205,000円未満となるため、技能実証性の場合、通常の賃金であれば課税されることは無いと言えます。

(注2) 年次有給休暇は労基法第39条に定められた労働者の権利であり、使用者は「有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。」と定めていますので、退職者に対して業務に支障があると言って認めないわけにはいきません。そのため有給休暇の買取を行う会社もありますが、この場合自由に使用させた残りの日数の買い上げは認められても、使用禁止を条件として買い上げを予約することは認められていません。

新聞記事から

県内実習生の労働実態調査 国が明言

岐阜新聞Web 10/29(土) 9:51 配信

外国人技能実習生を受け入れる岐阜県内の縫製業者の一部で賃金の未払いなどが起きている問題で、国は28日、実習生の労働環境やアパレルメーカーと下請け業者間の取引価格が適正かどうかを調査する考えを示した。

参院本会議で、世耕弘成経済産業相が長時間労働や最低賃金が支払われていない背景について「アパレル企業から縫製企業に対する縫製工賃単価の引き下げの影響が少なくない」と述べた上で、「関係府省と連携して岐阜県における実態を調査していく」と明らかにした。共産党の仁比聡平議員の質問に対する答弁。

外国人技能実習法案と入管法改定案

しんぶん赤旗 2016年11月1日(火)

日本共産党の仁比聡平議員が28日の参院本会議で行った外国人技能実習法案と入管法改定案についての質問(要旨)は、次の通りです。

日本で働く外国人労働者は過去最高の91万人、技能実習生は18・5%を占めています。言葉の壁、構造的な低賃金や人権侵害、家族を含む生活の困難さなど問題は深く、憲法と労働法に基づく権利が保障され、人間らしい営みができるよう労働条件の抜本的改革こそ急務です。深刻な現状の外国人労働者受け入れ拡大は、安易かつ無責任きわまるものではありませんか。

現在の技能実習制度は、無権利、低賃金、劣悪な労働環境のもとでの労働力受け入れ拡大制度として、強制労働と数々の人権侵害が国際的にも厳しく批判されてきました。政府は、不正行為の排除など監督強化を行ってきましたが、技能実習生をめぐる人権侵害はいつそう深刻になっています。

なぜ技能実習で過労死に至るのか。ここには技能実習制度が抱える構造的な問題が横たわっています。下請け零細の製造業、建設業、農業などの分野に「低賃金の労働力を提供する」などとつて込み、悪質なブローカーが母国の送り出し機関と国内の受け入れ機関に結びついて横行し、高額を保証金などをテコに実習生を縛り付けています。政府は、労働者が不当な拘束、奴隷的労働から解放される上でも中核となる実習先選択の自由を認めず、労働基準監督署や入国管理局の指導・監督もモグラたたきです。

全国で2番目に多い技能実習生が働き、アパレル縫製が主要産業の岐阜県では、時給300円など深刻な最低賃金違反、毎日4～5時間の残業、休日出勤、残業代値引きなど重大な違反がまん延しています。価格競争の重い負担が末端業者と実習生に押しつけられている構造をそのままに「外国人技能実習機構」を発足しても、人権侵害は生み出され続けます。実態をつかんでこなかった政府の責任は重大であり、すみやかな調査を求めます。アパレル産業をどう振興するのですか。

介護分野の外国人労働者受け入れ拡大は、利用者、家族に大きな影響を及ぼします。介護職には、要介護者の観察とコミュニケーションで内面的要求をつかみチームで共有して介護の目標や計画を充実・発展させていく力が求められます。介護現場に必要な日本語能力をどう捉え、どう判定するのですか。

介護現場の人手不足を打開するためには介護労働者の処遇改善が必要です。介護現場の矛盾をそのままに外国人労働者を受け入れれば逆に現場を深刻にし、外国人労働者の人権を脅かすことになるのではありませんか。

入管法改定案で、「不正の手段により」上陸許可を受けた場合の罰則の新設や、在留資格の取り消し事由を拡大するのは問題です。構成要件は広範かつ曖昧で、当局の乱用によって技能実習生

の正当な権利実現や、庇護(ひご)されるべき難民認定申請者や支援活動を萎縮させるものです。実習生の失踪を生み出している根本問題の解消と、難民受け入れに極めて消極的な政府の難民政策の転換こそ求められているではありませんか。

ベトナム人技能実習の闇 書類偽装、「勤務先」は民家

岡田玄 朝日新聞 DIGITAL 2016年10月11日 16時45分

日本や韓国、台湾への「留学・労働」を勧誘する看板
=ベトナム・ハイズオン省、岡田玄撮影



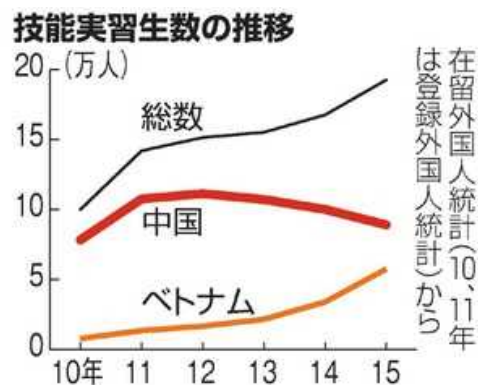
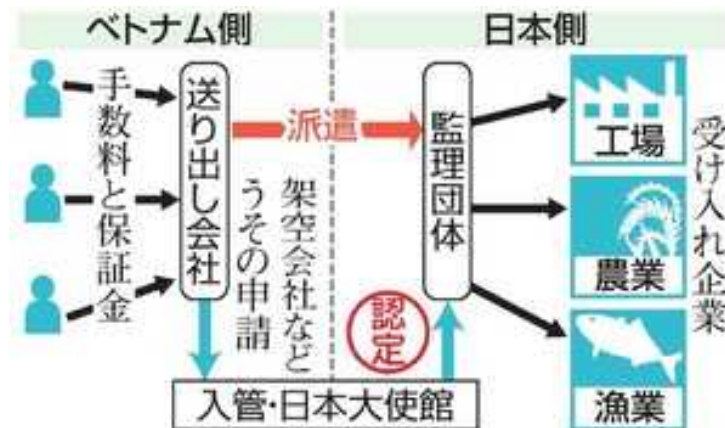
開発途上国から日本の先進技術を学びに来る「技能実習制度」。多くの実習生が来日しているが、送り出す国では不正が横行しているという。ここ数年、急激に実習生が増えているベトナムを訪ねると、実態が浮かび上がった。

車やバイクが洪水のように押し寄せる。首都ハノイの中心部。ビルの合間を縫い、人がすれ違うのがやっとの薄暗い路地を数分歩いたところに、その住所はあった。

集合住宅の一部屋のドアをノックした。出てきた女性に確認すると「住所は間違いないけど、ここは食品加工会社じゃない。喫茶店経営者の自宅」と、げげんな表情で答えた。

訪ねたのは、技能実習生として2年前に来日したあるベトナム人女性(26)の「勤務先」。入国管理局への申請書に記していた。女性

は、この住所の食品加工会社で働いているとして来日が認められたが、会社は実在しなかった。



技能実習制度は、開発途上国の労働者に日本の先進的な技術を学ばせ、母国での仕事に生かしてもらおうのが目的。日本での仕事と同じ業務を母国で経験していることが条件だ。

元実習生の女性によると、申請用の書類は、ハノイにある民間の「送り出し会社」が用意した。申請書に書かれた会社で働いた経験はなかったが「それでもいいのだろうと従った」。

この女性以外にも、取材に協力してくれた2人の「勤務先」を訪ねた。会社はそれぞれあったが、経営者はいずれも「その実習生は知らない」と答えた。

元実習生の女性が依頼した「送り出し会社」で、実習生の募集担当をしていたという女性(28)にも話が聞けた。

「日本に行けば、人生を変えられる。月に少なくとも20万円は稼げる」。農村を訪ね、月収1万~2万円ほどの若者やその家族にささやくと、実習希望者は続々と集まったという。だが、日本側が募集する職業に就いている人は少なく「架空の会社を作り、そこで働いていることにして申請する。当たり前なこと」と打ち明けた。

別の送り出し会社の元社員の女性（29）も取材に「文書偽造など、不正だらけだ」と語った。日本側の受け入れ団体が、インターネットのテレビ電話で面接をするが、カメラに映らないところに第三者がいて、質問を翻訳し、実習希望者に答えさせていたという。

この会社では、採用された実習生1人につき15万円ほどを、日本で受け入れる監理団体に謝礼として支払っていたという。「お礼をしないと、競合する送り出し会社に奪われてしまう」

実習希望者は送り出し会社に、こうした謝礼金も含め、手数料として60万～100万円ほどを払う。さらに、実習先で、勤務条件が違ふと知った実習生が逃げないように「保証金」として30万～50万円ほど払うのが一般的。保証金だけでも家族の数年分の収入にあたり、親たちは、多くが自宅や畑を担保に借金をして送り出す。こうした多額の手数料や保証金は禁じられているため、日本で話さないよう口止めをするという。

地元紙タインニエン紙によると、ベトナムではここ数年、実習生の送り出しビジネスが盛んだ。労働問題を担当する記者は「都市だけでなく、小さな農村にも送り出し会社が続々とできている。不正の手口は次々と受け継がれている」。

「日本で月に15万円を手にした」と話す実習生もいるが、多くは10万円ほど。そこから家賃などが引かれると、手元には数万円しか残らない。送り出し会社の元社員は「事前の説明ほど実習でもうかることはない。それでも、情報が少ない農村には、行きたがる人はまだまだいる」。

対策に高い壁

ベトナムは制度が始まった1993年から、日本に実習生を送っている。日本語や日本の技術を学び、一定の収入も得られるため「ベトナムの近代化、工業化に有益な事業だ」とベトナム大使館の担当者は説明する。

悪質業者がいることはつかんでおり、送り出し会社を許可制にしたり、保証金の取り立てを禁じたりしてきた。だが、悪質なケースを耳にしても「証拠がなく処罰もできない」と話す。

一方、日本の法務省の担当者は「送り出し国での捜査権限は現地政府にある。日本側にやれることには限界がある」と話す。法務省は、実習生が告発できる「内部告発制度」のような仕組みをつくる計画だ。

一方、実習生を巡っては、残業代が支払われないなど日本での受け入れ後の問題も指摘されてきた。法務省は、日本側の受け入れ団体を許可制とし、違反があれば許可を取り消すなど規制を強める一方、優良団体には実習期間の延長や受け入れ人数枠の拡大を認める方針だ。

（岡田玄）

「国際貢献の建前捨てる必要」

《外国人労働者問題に詳しい鈴木江理子・国土館大教授の話》 「国際貢献」という名の下に始まった制度だが、次第に雇用主に使い勝手の良い制度へ改変され「都合の良い安価な労働力」の供給源となっている。農業や中小の製造業など、実習生抜きには成立しない業種があるのも事実。日本側が受け入れ機関への規制を厳しくするほど、保証金など実習生の権利を奪うブラックな部分を送り出し側が請け負うようになってきた。このままでは優秀な人材は日本に来なくなるだろう。「国際貢献」という建前を捨て、持続可能な労働力の調達方法を早急に考える必要がある。

技能実習制度 開発途上国の「人づくり」に協力する目的で、最長3年まで外国人を受け入れる制度。実習生には労働基準法などが適用され、賃金は最低賃金額以上を支払う必要があるが、違法な時間外労働や賃金不払いなどが問題となっている。2015年は約19万人の技能実習生が滞在。長年、中国が最多だったが、近年ベトナムが急増し、12年の1万6千人から、15年には5万7千人を超えた。法務省の発表によると、今年1～6月の技能実習生の入国者数は、ベトナムが2万201人で中国1万6289人を抜いた。

農家でベトナム実習生受け入れへ JA おきなわ、来夏に最大 20 人

沖縄タイムス 2016年11月12日 14:56

外国人技能実習生の受け入れは初めて。農家が実習生に技術を指導しながら雇用することで、高齢化や担い手不足などで人材難に陥る農家を支援。生産能力と経営を向上させる。最終的に100人前後の受け入れを目指す。今月29日、現地人材派遣機関と協定を結び、受け入れ準備を本格化させる。(政経部・又吉嘉例)

JAおきなわ(大城勉理事長)は来夏、ベトナムから技能実習生を受け入れ、県内で希望する農家へのあっせんを始める。同JAの外国人技能実習生の受け入れは初めて。農家が実習生に技術を指導しながら雇用することで、高齢化や担い手不足などで人材難に陥る農家を支援。生産能力と経営を向上させる。最終的に100人前後の受け入れを目指す。今月29日、現地人材派遣機関と協定を結び、受け入れ準備を本格化させる。(政経部・又吉嘉例)

JAおきなわの外国人技能実習生受け入れ事業



国の外国人技能実習制度は、開発途上国から実習生を最長で3年間受け入れた上で日本の技術を学ばせ、派遣元の国の経済発展を担う人材を育てる目的がある。

JAおきなわは監理団体として実習生を受け入れ、実習実施機関となる農業法人や個人農家へあっせんする。農業者側は実習生と雇用契約を結び、野菜や花、肉牛を除く畜産などの生産現場で技術指導する。最低賃金や残業代など日本

の労働関連法が適用され、受け入れ農家が負担する実習生1人当たりの年間費用は200万円前後になるとみられる。

同JAが今年6~10月、一定規模以上のJA取扱販売高がある県内農家に対しアンケートしたところ、受け入れを希望したのは48農家で、受け入れたい実習生の数は計108人に達した。

ベトナムでは人材派遣機関の「アジア人材育成」社が来年1~2月に実習希望者を集め、JAおきなわと共に面接し、採用を決める。同機関はこれまでも熊本県などのJAへ、累計200人程度送り出した実績があるという。

実習生は採用決定後、3カ月間で日本語を学び、来年7月には「第1号生」最大20人が入国する予定だ。来県して1カ月はJAおきなわの研修施設で日本語や日本の生活習慣を学習し、生産現場での実習は8月ごろ始まる見込み。

同JAによるとベトナム人の平均月収は1万5千~2万円。性格は温和、勤勉で、親日的な国民性があるという。

JAおきなわ担い手サポートセンターの城間政広センター長は「実習生側には技術を得ながら給料も得て、母国の家計を助けるメリットがある。離島まで結ぶJAのネットワークを生かし、研修生や受け入れ農家をサポートしていきたい」と話した。

スーパー各社、外国人技能実習生受け入れ拡大 対象職種拡大で

2016/11/12 1:30 日本経済新聞 電子版

食品スーパーが日本で働きながら技能を学ぶ外国人技能実習生の受け入れを本格化させる。首都圏地盤のヤオコーは2018年度までに16年度比で約3倍の200人規模に増やす。北海道・東北に展開するアークスも現在の5倍となる100人規模とする。技能実習生

の対象職種が広がったことが背景。人手不足が慢性化するなか、労働力として取り込む動きが広がる。

ヤオコーでは現在、ベトナム、スリランカ、中国の3カ国から技能実習生を受け入れており、16年度末時点で69人が就労する計画。17~18年度にかけて順次、増やし18年度末までに約200人にする。鮮魚売り場や焼きたてのパンを提供する「インスタベーカリー」といった店舗内だけでなく、総菜・生鮮品の加工センターへの配属を増やす。

技能実習生の受け入れ体制を整えるため、約4億5千万円を投じて既存の寮を拡張したり新たに社員寮を購入したりした。同じ国籍の従業員専用の寮を設け、働きやすい環境を作る。

技能実習生はいったん本社で採用し、各店舗や加工センターに派遣する形となる。賃金はパート時給と同水準。ヤオコーは受け入れ団体へ管理料を支払うため、人件費としては「パートよりは高いが正社員よりは安い水準」（同社）となる。

首都圏に展開するサミットは17年度の受け入れ人数を16年度の4倍超の30人に増やす。18年度以降も順次、増やす計画だ。同社は16年度に初めて技能実習生を受け入れ、現在ベトナム人7人が店舗の鮮魚売り場や総菜部門で働いている。

アークスも技能実習生の受け入れ枠を広げる。グループで現在の20人規模から100人規模に増やす。4月に主力子会社のラルズがミャンマーから22人の実習生を受け入れた。今後、グループのほかのスーパーに広げる。

各社が受け入れを進める背景には、15年4月に技能実習制度の対象職種に「総菜製造」が追加されたことがある。それまでスーパーでは鮮魚売り場など店舗内の一部業務に限られていた。総菜が加わったことで、人手不足に悩む食品スーパーが受け入れを進めやすくなった。

給食会社も外国人技能実習生に注目する。病院や介護施設向け給食最大手の日清医療食品（東京・千代田）は8月、初めて12人を受け入れた。17年度は2.5倍の30人に増やす方針。病院などに提供する料理を作るセントラルキッチンに配属する。

小売業の現場では人手の確保が難しい状況が続く。各社は従業員の定年を延長したり、時給を引き上げたりして人材をつなぎ留めてきた。同時に総菜などの加工センターを増強し店内の人員を減らせる体制作りを進めるなど、人手不足への対策を急いでいる。（全文）

ケラメイコス ~ 藤原建のぐい呑



古陶好き、現代陶好きを問わずぐい呑に関心を持つ人にとって備前焼は外すことのできないものと言えます。備前焼のぐい呑で人気があるのは物故作家の中村六郎先生のものでしょうか。私自身も最右翼にあげる作家であり遠い々々昔に幾つか集めています。名前では無く作品の形、焼成具合が自分の好みに合っていなければ手を出さないといいながらも、それなりに評価されている作家のものには興味をそそられます。川瀬先生や隠崎先生のもはそうしたものでいくつも集めていても使用しようと思ったことはありません。隠崎先生は造形だけ使うことは考えられませんが、川瀬先生のもはハレの日用のもであり、普段使うには怖いところがありますのでその美しさを眺めているだけで十分です。普段使うものには唐津の西岡小十先生と備前の金重慥先生と初期伊万里があれば十分と思いながらも、やきものに関心を持つ前に亡くなられていた藤原建先生の名前は頭の片隅にあり見る機会も少なく、丸っこい形に特別関心もないまま来ていましたが、先日思いがけずこれが手に入りました。既に過去の人となったためか、箱が無かったからでしょうか。箱が作品の保証をするものではないとしても箱書の文字には引かれるところがありますが・・・このぐい呑を見たとき肌合いと形は良いが少し高台が高いところがどうかと思いながらもいざ手にしてみると手取りも口当たりもよく、これまでもしっかり愛用されてきたようです。私も毎日見えるところに置いていますがこのぐい呑からは「お酒の飲み様が足りない。」と睨みつけられているような思いに駆られます。

【美術館情報】

大阪市立東洋陶磁美術館 特別展「台北 國立故宮博物院 北宋汝窯青磁水仙盆」
【平成 28 年 12 月 10 日（土曜日）～平成 29 年 3 月 26 日（日曜日）】



人類史上最高のやきもの
海外初公開 初来日。

本展では、中国北宋時代（960年～1127年）末に宮廷用の青磁を焼成した汝窯を代表する青磁水仙盆の名品をご紹介します。汝窯は「天青色（てんせいしょく）」とも形容される典雅な釉色と端正な造形を特徴とします。

今回、台北の國立故宮博物院から、汝窯の最高傑作であり、中国陶磁の名品中の名品といわれる「青磁無紋水仙盆」をはじめとし

た北宋汝窯青磁水仙盆 4 点と、さらに清朝の皇帝がその「青磁無紋水仙盆」を手本につくらせた景德鎮官窯の青磁水仙盆 1 点が初めて揃って海外に出品されます。そして、日本を代表する汝窯青磁である大阪市立東洋陶磁美術館の青磁水仙盆と歴史的な「再会」が実現します。汝窯青磁を代表する青磁水仙盆の名品が初めて一堂に集う本展は、千載一遇の機会です。青磁水仙盆の名品を通して、歴代の皇帝たちが愛した汝窯青磁の美の真髓をご堪能ください。

汝窯の窯址は、2000年に河南省宝豊県清凉寺村において発見され話題となりました。窯址からは水仙盆をはじめ伝世品に類する器型その他、伝世品には見られないタイプの製品も数多く発見され注目されました。また、水仙盆を焼成する際に用いられた楕円形の支焼具も出土しました。窯址出土の破片は焼け損じのため廃棄されたもので、美しい天青色のものはごくわずかであることから、汝窯の目指した釉色を出すことが極めて難しかったことがうかがえます。その意味でも汝窯の伝世品は極めて貴重なものといえます。本作は先の「青磁無紋水仙盆」同様、やや大きめのサイズのもので、ほぼ完璧です。釉色はやや青緑味を帯びています。汝窯の色合いは実際には一様ではなく、今回、汝窯最高峰と呼ばれる「青磁無紋水仙盆」をはじめとした伝世の汝窯青磁水仙盆が勢ぞろいする画期的な機会であり、自然光に最も近いLED照明のもとで、それぞれの釉色の微妙な違いを味わうことが可能となります。

なお、本展に併せて館蔵品を中心とした特集展「宋磁の美（仮称）」も同時開催します。

汝窯青磁水仙盆予告動画 <http://www.moco.or.jp/exhibition/upcoming/?e=366>



口縁部には、清時代に宮廷でつくられた銅製の覆輪（ふくりん）装飾が施されています。器壁がやや低いことから、大阪市立東洋陶磁美術館所蔵の青磁水仙盆と同様、口縁部が少し欠けたため全体を削って調整し、覆輪で覆い隠したものと思われます。本作の底部にも乾隆帝の御製詩が刻まれており、その内容は先の「青磁無紋水仙盆」と基本的に同じです。この乾隆帝の御製詩や清朝の宮廷文書から、こうした水仙盆は当時、「子犬の餌入れ」や「猫の餌入れ」などとも呼ばれていたことが分かります。清朝の絵画には盆景用の容器として用いられた覆輪付きの水仙盆が描かれた例もありますが、北宋時代における用途はなお不明です。なお、本作にも紫檀製の台座が付属しています。

は盆景用の容器として用いられた覆輪付きの水仙盆が描かれた例もありますが、北宋時代における用途はなお不明です。なお、本作にも紫檀製の台座が付属しています。

日伊国交樹立150周年記念

世界遺産 ポンペイの壁画展



場所：兵庫県立美術館

会期：平成28年10月15日～12月25日

http://www.artm.pref.hyogo.jp/exhibition/t_1610/detail.html

光あふれる地中海に面し、古代より風光明媚の地として知られた南イタリアのポンペイ。西暦79年、街の北側にあるヴェスヴィオ火山の噴火により、悲劇的な終焉を迎えます。1748年から発掘が始まり、古代都市の姿が徐々に明らかになりました。遺物の中でもとくに人々を驚かせたのは、色鮮やかな壁画の数々です。火山灰が乾燥剤に似た役割を果たしたことにより、奇跡的に保存されました。

本展では、世界遺産に指定されたポンペイとその近郊の遺跡から出土した壁画を、描かれた主題ごとに紹介します。住宅や公共建築など、さまざまな建造物を美しい絵画で飾り、人生を謳歌した古代ローマの豊かな暮らしを追体験できる機会となります。



【構成】

第 章 建築と風景

第 章 日常の生活

第 章 神話

第 章 神々と信仰

日本・フィリピン国交正常化60周年記念 タイム・トラベル 美術で知るフィリピン



福岡アジア美術館

福岡県福岡市博多区下川端町3-1 リバレイ
ンセンタービル7/8F

2016年8月25日(木)～12月25日(日)

フィリピンがまだフィリピンと呼ばれていなかった昔、アス・マンガとバラヌグンの兄弟は魔法の船に乗って父親をさがす旅に出た……。ブレンダ・ファハルドが描くこのおとぎ話のような作品から、今回のタイム・トラベルは始まります。この島々で暮らす海の民、山の民、そして海を越えてやってきた異国の者たち。それらの物語が複雑に絡みあいながら、フィリピンの歴史は、その後、近代から現代へ突入していくのです。日本とおなじく「島」に生きる人々の姿を追いかけていきます。

本の紹介

昔しばなしの謎 あの世界とこの世界の神話学
古川のり子著 角川ソフィア文庫 880円

テレビに龍に乗った男の子のアニメと「坊やよい子だねんねしな / いまも昔も変わりなく / 母のめぐみの子守唄 / 遠いむかしの物語り」の歌が流れると和やかな気持ちになりつつ画面に見入っていました。昔話は数限りなくあり、また同じ題材のものが地域によっては形を変えて語られてきています。いろりを囲んだ団らんの中で日々の生活のひとコマやお寺の説教で聞いた話しや祖先から伝えられた信仰や倫理的なものがないまぜになって語られた中から生まれたものかもしれない。そうであればその物語の背景や登場人物によって象徴されているものは神話や日本人が連綿として受け継いできた世界観を映している宝庫であり研究の対象として大きな意味を持つと言えます。そうした辺のことが「桃太郎はなぜ桃から生まれ、犬と猿と雉を味方につけたのか。浦島太郎が玉手箱を開けて死ぬ定めにあるのはなぜか。人間を喰らおうとする山姥の正体とは。誰もが知りながら、荒唐無稽で謎めいた昔ばなしの世界。しかし多様な伝承の森に深く分け入り、古代神話や民間信仰にその足跡をたどるとき、死と再生、性と笑い、異界とこの世をめぐる共通の世界観が浮かび上がる。現代人が忘れてしまった豊かな意味を取り戻すための神話学。」と裏表紙に記されています。

13話の昔話が取り上げられて研究史や地方ごとの違いとともに謎解きがされていきます。桃太郎の桃は伊耶那岐命・伊耶那美命の話しの中の黄泉つ比良坂に出てくるこの世とあの世の境目でこの世を守るものでありまた冬から春にかけての生命の復活のシンボルとされています。犬については冥界とこの世との間でこの間を移動する人間を守るもの、サルは猿田彦の天孫降臨の話しに基づき異界からこの世に英雄を導くものそして雉は鶏と同じように夜明けを告げる鳥であり、闇の世界と光の世界の扉を開くものと説明されています。桃太郎と三匹の従者を結びつけたキビ団子は人間が人生で三度食べる高盛飯、子供が生まれて7日目の産飯、嫁取りの時の嫁の飯そして葬送のときの枕飯との関連で説明されています。前二者は普段使用しているかまどを使い新しい生活に入ることを、枕飯は日常使用するかまどは使用せずあの世のかまどを使用してあの世の住人とするためのものとの関連からキビ団子は異界に入る桃太郎と三匹をこの世に繋ぎとめておくものであり、桃太郎と異界との境目を守る三匹との主従関係を深め援助を乞うためのものと説明されています。こうした説明を読むと。「坊やよい子だねんねしな」の詩に引き込まれていくのは私たちの深層に潜んでいるものが共鳴しているからなのかとの思いに駆られます。

言葉

釈迦といふ いたづらものが世にいでて おほくの人をまよはすかな
持戒は驢となり 破戒は人となる

一休宗純

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成28年 12月 1日 発行